

市川市立幸小学校PTA会則

第1章 名称および事務局

第1条 本会は、市川市立幸小学校PTAと称し、次の所在地に置く。
同様に、事務局も、次の所在地に置く。 市川市幸1丁目11-1

第2章 目的

第2条 本会は、父母と教職員とが協力して、家庭・学校および社会における児童の幸福な成長を図る事を目的とする。

第3章 方針

第3条 本会は、次の方針に沿って前条の目的を達成する。

1. 児童の教育環境整備ならびに福祉の増進のために協力する。
2. 会員の総意によって民主的に運営する。
3. 本会は、特定の政党・宗教・思想に片寄る事なく、又、専ら営利を目的とする行為は行わないものとする。
4. 本会、又は、本会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
5. 学校の人事、管理運営事項は妨げない。

第4章 会員

第4条 本会の会員は市川市立幸小学校に在籍する児童の保護者ならびに学校職員とする。

1. 本会への入退会は任意である。
2. 会員は会費を納めるものとする。
3. すべての会員は、会則に従って同じ立場で本会の運営に参加協力する。
4. 本会の会員は、市・県・全国のPTA連絡協議会の会員となる。

第5章 役員

第5条 本会には、次の役員をおく。

名誉会長	1名(幸小学校長)
会長	1名
副会長	3名(内 教職員1名)
会計	3名(内 教職員1名)
書記	3名
会計監査	2名

- 第6条 校長および教頭は、学校運営の立場から、役員としてこれに参加する。又、各委員会等に出席して意見を述べることができる。
- 第7条 役員任期は1年とする。但し、再任は、妨げない。(教職員、会計監査を除き、原則として連続3回を限度とする。)
- 第8条 役員職務は次の通りとする。
1. 名誉会長 名誉会長は学校経営の立場から、本会の活動に参加する。
 2. 会 長 本会を代表し、総会および運営委員会を招集して会務を統括する。
又、専門委員会等の集会に出席して意見を述べることができる。
 3. 副 会 長 会長を補佐し、会長に事故があった時は、会務を代行する。
 4. 会 計 総会で決定した予算に基づき一切の経理を処理し管理する。
 5. 書 記 総会および運営委員会、役員会の議事ならびに本会の活動に関する重要事項を記録し、又、通信その他の書類を保管する。
 6. 会計監査 本会の会計事務を必要に応じ随時監査を行う。
- 第9条 役員会は第5条、第6条に規定された者により構成され、会長によって招集される。
- 第10条 役員会は、重要事項を審議し、必要な会務運営の調整を運営委員会に提案する。
- 第11条 役員選任は次のとおり行う。
1. 選考委員会を置く。
 2. 役員は選考委員会において候補者を選出し、総会の承認を経て決定する。
 3. 教職員の役員として副会長・会計に各1名を選出する。

第6章 総 会

- 第12条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。
- 第13条
1. 定期総会は、毎年度初めに開催する。
 2. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めるとき、又、会員の3分の1以上の要求があったとき開催する。
 3. 世の中の情勢に応じて、招集が困難な場合には、書面または電磁的方法による決議をすることができる。
- 第14条 総会は、会員の2分の1(委任状を含む)以上の出席をもって成立する。
- 第15条 総会の議事は出席者の過半数で決する。
- 第16条 総会議長は総会において選出する。
- 第17条 次の事項は総会の議決を経なければならない。
1. 会務の報告と承認

2. 予算および決算の承認
3. 役員 の 承認
4. 会計監査の承認
5. 会 則 の 変 更
6. その他、特に重要な会務

第7章 運営委員会

第18条 運営委員会は、次の者により構成され、本会の事業の企画調整にあたる。但し、下記に掲げる2の代理については、長に委任されたものに、3の代理については、学級PTA委員に限る。

1. 第5条、第6条に定められた役員
2. 各専門委員会の委員長
3. 各学級長
4. 他、学校内での活動報告を必要とされる者

第19条 運営委員会は、会長が招集し、司会者を指名する。この議決は出席委員の過半数に依る。

第20条 運営委員会は、委員数の2分の1以上出席しなければ議事を開き議決することができない。

第21条 運営委員会は、全会員の協力を得る問題が生じたときは、学級PTAにはかり、会員の賛意を得なければならない。

第8章 専門委員会

第22条 本会の活動に必要な事項について、調査・研究立案するために専門委員会を置く。

第23条 専門委員会は必要に応じて増減することができる。

第24条 専門委員会の種類と業務内容は細則により定める。

第9章 学級PTA

第25条 学級PTAは集会をもち委員を選出し組織する。
学級PTAは、学級の会員相互の連絡と親睦をはかり、学級の運営に協力する。

第10章 学年委員会

第26条 学年委員会は、各学級長ならびに学年の教員をもって組織し、この会の学年活動を運営する。

第27条 学年委員長・副委員長は、各学級長の中から選出する。

第28条 学年委員長は、必要に応じて学年委員会および学年総会を招集し、議事を運営委員会に報告する。

第11章 経 理

第29条 本会の活動に要する経費は、会費およびその他の収入によって支弁する。

第30条 本会の経理は総会において議決された予算に基づいて行う。

第31条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終える。

第12章 個人情報の取り扱い

第33条 本会により会員の個人情報を取得した場合は、別に定める市川市立幸小学校個人情報取扱方針に則り、取り扱う。

第13章 改 正

第34条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。但し、改正案は、総会の開催日の少なくとも2週間前に全会員に知らせておかなければならない。

第35条 本会の運営に関し、必要な細則は、本会の会則に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。

第36条 細則を制定または改正した場合、運営委員会は次期総会に報告しなければならない。

第14章 付 則

第37条 本会は、昭和56年5月30日に設立し、会則を同日より施行する。

(昭和58年5月7日 一部改正)	(平成17年4月21日 一部改正)
(昭和60年4月27日 一部改正)	(平成19年4月19日 一部改正)
(昭和63年4月23日 一部改正)	(平成28年4月21日 一部改正)
(平成6年4月23日 一部改正)	(平成30年4月19日 一部改正)
(平成13年4月26日 一部改正)	(平成31年4月18日 一部改正)
(平成15年4月24日 一部改正)	(令和4年4月15日 一部改正)

市川市立幸小学校PTA細則

第1章 会 員

- 第1条 本会の会員は会費を納めるものとする。
1. 会費は年間 3,000 円で、以下の通りに納める。
(5月・・・1,000 円 9月・・・1,000 円 翌年 1 月・・・1,000 円)
 2. 事情により会費を免除することができる。

第2章 役 員

- 第2条 役員欠員が生じた時。
1. 会長に欠員が生じたときには副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。
 2. 会長以外の役員に欠員が生じたときは、運営委員会がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。
- 第2条-2 本部役員(会計監査を除く)を2年連続務めた時は、それ以降の委員を無制限に免除とする。

第3章 選考委員会

- 第3条 7名の委員からなる選考委員会を次の方法によって作る。
1. 保護者の中から次の通り6名選出する。
 - (1) 各学級の保護者は互選により、それぞれ1名の選考委員候補を選出する。
 - (2) これらの学級選考委員候補は学年ごとに会合して互選により、それぞれ1名の選考委員を選出する。
 2. 教職員の中から互選により1名の選考委員を選出する。
 3. この選考委員会は互選によって委員長・副委員長を選出する。委員長はこれを招集する。
 4. 選考委員会の委員長を1年間務めた時は、それ以降の委員を1回分免除とする。
 5. 選考委員会は会員より役員候補の推薦を受け、それを参考資料に加える。

第4条 候補者の氏名を公表する前に被推薦者の同意を得なければならない。

第5条 被推薦者の氏名は総会にて会員に知らせ、承認されなくてはならない。

第6条 選考委員の中から役員になることはできない。

第7条 会計監査は、選考委員会によって候補者2名が指名され、総会の承認を経て決定される。

第4章 会 計

- 第8条 会計は本会の経理を担当する。
1. 会費以外の寄付金、その他の収入を強制してはいけない。
 2. 寄付金、その他の収入の受領は運営委員会の承認を得るものとする。

3. 寄付金、その他の収入の寄贈者等の氏名等は一般に公表しない。
4. 各組の学級長が、会費の集計作業、会計役員が総括する。

第5章 運営委員会

- 第9条 運営委員会は、この規約に定めるものの他、役員会、会計監査委員会、専門委員会、選考委員会の権限以外の事務を処理し、かつ、専門委員会との連絡を取り、企画調整する。
1. 活動に必要な収支予算を立案する。
 2. 研究会、その他学校行事に協力する。
- 第10条 児童の教育ならびに福祉のために活動し、本会の目的方針に合致する他の団体および機関と協力する。

第6章 専門委員会

- 第11条 専門委員会として、「みまもり」「家庭教育学級」「幸まつり」「ベルエコ」「広報」を置く。
- 第12条 任期は1年とし再任を妨げない。
- 第13条 各専門委員長は、選考委員会において候補者を擁立もしくは各専門委員会で互選により選出する。同副委員長は、各専門委員会で互選により選出する。
尚、専門委員会の委員長を1年間務めた時は、それ以降の委員を1回分免除とし、2年連続務めた時は、それ以降の委員を無制限に免除する。
- 第14条 みまもり委員会
☆児童の交通安全に関すること
☆校外パトロール、地区への協力
- 第15条 家庭教育学級委員会
☆健全なる子育ての環境を作るための活動
☆会員の交流
- 第16条 幸まつり委員会
☆地域・PTA・学校・児童がふれあうことによる、健全な育成環境作り
☆児童の自主的活動力を育てる体験学習の場
☆経理は、本部会計が担当する
- 第17条 ベルエコ委員会
☆ベルマーク財団の趣旨に基づくボランティア活動の推進
☆資源回収活動を通しての社会貢献
- 第18条 広報委員会
☆広報紙の発行活動を主とする
☆学校行事を通し、児童の活動や成長の様子を地域・保護者に伝達する

第7章 学級PTA

第19条 学級PTAは会員個々の意見を収集し、PTA活動の基盤となる。

第20条 学級PTAはそれぞれ学級に必要な本会の活動を行う。

第21条 学級PTAは集会を持ち、下記の委員を選出する。

第22条 委員の任期は1年とし再任を妨げない。

第23条 学級PTA委員

1. 学 級 長 ----- (2 名)
2. みまもり委員 ----- (1 名)
3. 家庭教育学級委員 ----- (1 名)
4. 幸まつり委員 ----- (1 名)
5. ベルエコ委員 ----- (2 名)
6. 広 報 委 員 ----- (1 名)

第8章 慶弔規程

第24条 会員死亡の際は、香典および弔電をおくる。

第25条 児童死亡の際は、花輪またはそれに見合う金額をおくる。

第26条 その他、必要と認めた際は、役員会で協議の上、慶弔慰金をおくることができる。

第27条 教職員転退職の際は、記念品をおくる。

第28条 本会の細則は昭和56年5月30日から実施する。(設立年月日 昭和56年5月30日)

(昭和58年3月 9日 一部改正)	(平成19年4月19日 一部改正)
(昭和60年3月 2日 一部改正)	(平成23年3月 4日 一部改正)
(昭和63年3月 5日 一部改正)	(平成23年6月 3日 一部改正)
(平成 4年3月 7日 一部改正)	(平成25年3月 1日 一部改正)
(平成 6年4月23日 一部改正)	(平成27年3月 6日 一部改正)
(平成 9年4月24日 一部改正)	(平成28年3月 4日 一部改正)
(平成11年4月22日 一部改正)	(平成29年3月 3日 一部改正)
(平成12年2月24日 一部改正)	(平成30年3月 9日 一部改正)
(平成13年3月 1日 一部改正)	(平成31年3月 8日 一部改正)
(平成14年1月16日 一部改正)	(令和 2年3月24日 一部改正)
(平成15年3月 6日 一部改正)	(令和 3年3月 5日 一部改正)
(平成16年3月13日 一部改正)	(令和 4年3月 4日 一部改正)
(平成17年3月 4日 一部改正)	

市川市立幸小学校PTA個人情報取扱方針

第1条(目的)

市川市立幸小学校PTA(以下「本会」という)は、個人の権利・利益の保護を目的とし、PTA名簿など本会が収集・管理する個人情報の取扱いについて、次条以下のとおり定めるものとする。

第2条(本会の取り扱う個人情報)

本会は次の個人情報を収集し管理する。

- (1) 会員の氏名・連絡先(住所・電話番号・メールアドレスなど)
- (2) 会員の児童の氏名・クラス
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な情報

第3条(管理責任者・管理方法)

- 1 本会の個人情報管理責任者を会長及び副会長とする。
- 2 本会は、個人情報管理責任者が指定する場所に、適切な方法により収集した個人情報を管理する。

第4条(情報の収集・利用)

本会は、本会会則に基づく目的を達成するため、会員から適切な方法により、個人情報を取得し、次のために使用する。

- (1) 会費集金・管理
- (2) 本会本部役員・各委員などの選任・名簿の作成
- (3) 関係文書の送付
- (4) その他、本部役員会が本会の目的を達成するために必要と判断した場合

第5条(第三者への提供)

- 1 本会は、収集した個人情報を次の場合を除き、当該個人情報対象者(以下「本人」という)の同意なく第三者に提供することはできない。なお、後日、適切な方法で提示した情報・提供先を本人から開示するよう希望があれば、その目的・内容などについて通知しなければならない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- 2 本会本部役員が個人情報を第三者に提供する場合は、備え付けの記録簿に提供した年月日・目的・内容・同意を記載する。

第6条(個人情報の廃棄)

本会は、個人情報につき、管理責任者が不要と判断した場合直ちに廃棄する。

第7条(情報の開示等)

本会は、本人等から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたとき、法令に基づく方法によりこれに応ずる。

第8条(秘密保持)

- 1 本会会員が、本会が保有する個人情報が漏洩・紛失したと認識したときは、直ちに管理責任者に通知しなければならない。
- 2 管理責任者が前項に定める通知を受けたときは、個人情報の漏洩・紛失について調査し、事実を確認した後、本部役員会に報告するとともに、右事実を本人等に通知しなければならない。

第9条(研修)

本会は、本会本部役員に対し、定期的に、個人情報保護の重要性について研修を実施するものとする。

第10条(苦情の処理)

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

第11条(本取扱方針の改正)

法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、本部役員会において審議し承認をもって本取扱方針を改正することができる。なお、改定した場合は会員へ周知する。

附則

本取扱方針は令和 4年 4月 1日より施行する。